

令和4年第2回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和4年3月29日（火）午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 本間正江 委員 名島啓太 委員 齋藤邦彦 委員 阿良田由紀 委員 長谷川みどり
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事、 生涯学習・学校地域連携課長) 学校改築施設管理課長 教育指導課長 飛鳥山博物館長 子ども未来部長 子ども未来部参事 (子ども未来課長、子ども環境応援担当課長)

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	10号	東京都北区教育委員会事務局専決規則の一部を改正する規則	承認
2	11号	東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	承認
3	12号	東京都北区立学校適正規模等審議会条例施行規則の一部を改正する規則	承認
4	13号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
5	14号	学校職員出退勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正	承認
6	15号	東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について	承認
7	16号	東京都北区立幼稚園長・副園長の人事について	承認
8	17号	(欠番)	—
9	18号	東京都北区飛鳥山博物館運営協議会委員を選任する件	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
10	13号	令和3年度東京都北区立小学校におけるいじめの重大事態発生事案の報告について	了承
11	14号	後援・共催事業に関する報告	了承
追加日程 1	15号	区立滝野川紅葉中学校におけるプールろ過装置制御盤の誤操作に関する和解	了承

令和4年第2回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和4年3月29日(火) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和4年第2回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、日程第1、第10号議案「東京都北区教育委員会事務局専決規則の一部を改正する規則」について、議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長

第10号議案、お示しの規則の一部改正でございます。議案書8ページのおめくりをお願いいたします。

説明欄でございます。

事案の決定手続に係る規定の整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。本規則でございます、教育委員会の会議におきまして議決する事案、教育長が決定する事案、これらの他に教育委員会事務局の部長及び課長が決定する事案につきまして定めるものでございますが、この度、規定内容を整理するため、改正するものでございます。

9ページ「新旧対照表」です。

初めに、表の一番上、題名に下線が引いてございます。この規則の題名「東京都北区教育委員会事務局専決規則」としておりましたが、「東京都北区教育委員会事案決定規則」と改正させていただくものでございます。

改正前の規則におきましては、専決という文言を用いておりましたが、専決とは教育長、部長または課長が事案の決定をすることを指し、教育委員会の議決は含まれないものでございます。しかし、本規則の第2条においては、教育委員会の議決議案についても定めがあることから、専決という文言を用いず、改正後にお示しのとおり題名とさせていただきます。

次に、上から5～6行目、第1条の2、事案決定の原則として、条文を追加するものでございます。

お示しの条文のとおり、事案の決定は、決定の結果の重大性に応じて、教育委員会、教育長、部長または課長が行うものであることについて、明文化するものでございます。

第2条から第5条までにつきましては、教育委員会の議決事案の他、教育長、部長または課長の専決事案についての改正でございます。

改正の主な趣旨でございます。

区長部局におきましては、区長、副区長、部長または課長の決定区分につきまして、東京都北区処務規則で定めておりますが、教育委員会の決定区分につきましても、区長部局の処務規定とおおむね同様の規定となるよう整理をするものでございます。

その他の改正部分でございます。

9ページ中ほど、第2条第1号でございます。教育委員会の議決事案に子どもに関する事案も含むことも明確にするため、教育行政の後に「等」を加える改正や、改正後の

第2条第14号、下から4行目辺りにお示しのとおり、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関することを明記してごさい。

次に10ページの最終行をご覧ください。改正前の第4条第6号でござい。

要綱の制定改廃を部長の専決事案とする部分を削除し、要綱につきましては、教育長以上の決定事案をするなどの改正をさせていただきます。

続いて12ページ、第10条から第15条まででござい。

決定権者が不在である場合の代決などについて定めるものでござい。これらの規定につきましては、すでに教育委員会事務局処務規則に定められているものでござい。すが、事案の決定に関する規定でござい。この規則で定めるものとするものでござい。

最後に6ページから7ページまでの付則をご覧ください。

7ページ冒頭、施行期日でござい。令和4年4月1日からの施行とさせていただきます。付則第2項から第4項までにおきましては、関係規則の規定整備をさせていただくものでござい。

説明は以上でござい。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はござい。でしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ござい。ませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第2、第11号議案「東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について議題に供します。

教育政策課長から、説明をお願いします。

教育政策課長 教育政策課長です。

第11号議案、お示しの規則の一部改正でござい。議案書9ページまでお進みください。9ページの説明欄です。教育委員会事務局の組織改正に伴う規定の整備等を行うため、この規則案を提出するものでござい。

教育委員会事務局の組織改正につきましては、過日、教育委員会、2月7日第2回定例会第3号議案で議決いただいているところでござい。すが、この組織改正に伴いまして、規定の整備をさせていただくものでござい。

11ページの新旧対照表をご覧ください。

11ページ下から2段目右側、8の2の東京都北区教育委員会事務局担当部長印。1

2ページ上から3段目、11番の東京都北区教育委員会事務局担当課長印につきましては、組織改正に伴いまして、担当部長、担当課長を廃止しますので、これらの公印を廃止するため、削除するものでございます。

その他、今回の改正と併せまして17、18ページでございますが、別表について、規定の整備を行ってございます。

9ページの付則でございます。

この規則は、令和4年4月1日から施行させていただくものでございます。
説明は以上でございます。

清正教育長 ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。
次に、日程第3、第12号議案「東京都北区立学校適正規模等審議会条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題に供します。
教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育政策課長です。
お示しの第12号議案、組織の一部改正でございます。議案書1ページご覧ください。説明欄でございます。

教育委員会事務局の組織改正に伴う規定の整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。

2ページ、新旧対照表でございます。

第5条でございます。学校適正規模等審議会及び部会の庶務に関しましては今回の組織改正に伴いまして、学校適正配置担当課長から学び未来課長に改正するものでございます。

議案書1ページにお戻りいただきます。付則でございます。

この規則は令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定します。
次に、日程第4、第13号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び日程第5、第14号議案「学校職員出退勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正」を一括して議題に供します。
教育指導課長から説明をお願いします。

教育指導課長 教育指導課長でございます。
第13号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び第14号議案「学校職員出退勤記録及び出勤簿整理規程」について、一括してご説明させていただきます。
初めに、第13号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。
北区議会令和4年第1回定例会において、幼稚園教育職員を対象とする出生サポート休暇を新設する条例改正を可決いただきました。これを受けて出生サポート休暇の承認日数と詳細を規定いたします。
また北区では令和4年度より、多様な性自認、性的指向の方々に対する差別や偏見の解消を図るため、北区パートナーシップ宣誓制度を導入します。このような背景を受け、多様な性自認、性的指向の人々を受け入れる社会環境構築を積極的に推進するため、職員の男女の婚姻関係等に基づき利用ができる休暇制度を、性別が同一である者とパートナーシップを形成した職員が利用できるよう対象を拡大するため、本規則案を提出させていただきます。
資料5ページ、議案参考資料の新旧対照表をご覧ください。
まず、出生サポート休暇についてです。
第17条の2として、出生サポート休暇を新設し、第1項では出生サポート休暇は「職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇」と定めます。
第2項では、1会計年度において、日を単位として5日以内で承認するとし、体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日以内で承認するものといたします。また職務に支障がないと認める場合は、時間単位でも承認するものといたします。
第3項では、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等の取扱いについて定めています。
第4項及び第5項では時間単位で本休暇を取得した際の取扱いについて定めています。

第6項では、承認するときは不妊治療に係る通院等をすることを確認できる証明書等の提出を求めることができると規定いたします。

次に、同性パートナーに係る特別休暇についてです。

男性職員の配偶者が出産する場合に取得可能な出産支援休暇、育児参加休暇について、職員と同性パートナー関係にある者の出産に当たっても取得できるよう、第23条及び第23条の2を改正いたします。

また、慶弔休暇については、職員が結婚する場合、ならびに配偶者血族及び姻族が死亡した場合に取得可能としておりましたが、同性パートナー関係になる場合及び同性パートナーの血族が死亡した場合にも取得できるよう、第25条を改正いたします。

さらに子の看護のための休暇についても、同性パートナーの子を対象として取得できるよう、第29条の2を改正するとともに、介護休暇については同居している同性パートナーや、その父母を対象として取得できるよう第30条を改正いたします。

4ページにお戻りいただき、付則でございます。

施行日は条例と同様に令和4年4月1日といたします。

次に、第14号議案「学校職員出退勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正」についてご説明いたします。

幼稚園教育職員を対象とした出生サポート休暇の新設に伴う規定整備を行うため、本訓令案を提出いたします。

2ページ、議案参考資料の新旧対照表をご覧ください。

別表第1に出生サポート休暇を取得した際の庶務事務システム上の表記を追加いたします。

1ページにお戻りいただき付則でございます。

この訓令は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、第13号議案及び第14号議案についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

清正教育長 ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、ご意見はございますでしょうか。
本間委員。

本間委員 細かなことで恐縮なのですが、確認です。この出生サポート休暇を取得する時、現場では、よく板書等をするかと思うのですが、そちらの表記というのは、ご本人のプライバシーに関わる部分になるため、配慮はなされるということによろしいでしょうか。

教育指導課長 今回の資料には付いてございませんが、そのような扱いをするようにというものが、各管理職宛てに出ております。
以上です。

清正教育長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 特に反対意見はないようですので、2件の議案につきまして、議案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第13号議案及び第14号議案は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第6、第15号議案「東京都北区教育委員会職員（課長級以上）の人事について」議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長 第15号議案「東京都北区教育委員会職員（課長級以上）の人事について」でございます。2ページ、説明欄をご覧ください。

事務局職員（課長級以上）の発令を行うため、本案を提出するものでございます。

1ページから2ページにわたり、人事発令につきましてご承認をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第7、第16号議案「東京都北区立幼稚園長・副園長の人事について」を議題に供します。

教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課長 教育指導課長でございます。

こちらは、東京都北区立幼稚園長・副園長の人事に関するものでございます。1枚おめくりください。

東京都北区立幼稚園長・副園長の発令を行うため、本案を提出するものでございます。新任、転任の園長・副園長の人事についてはお示しのとおりでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することにいたします。

次に、日程第8、第17号議案「区立滝野川紅葉中学校におけるプールろ過装置制御盤の誤操作に関する和解」でございますが、こちらは議案として提出を予定していましたが、和解に関する議案は報告事項でございました。

従いまして、日程第8、第17号議案は欠番とし、「区立滝野川紅葉中学校におけるプールろ過装置制御盤の誤操作に関する和解」につきましては報告事項とし、本日の追加日程として、後ほど取り扱いたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

それではご異議ないと認め、本日の日程に追加いたします。

次に、日程第9、第18号議案「東京都北区飛鳥山博物館運営協議会委員を選任する件」について議題に供します。

飛鳥山博物館長から説明をお願いいたします。

飛鳥山博物館長

私からは、第18号議案「東京都北区飛鳥山博物館運営協議会委員を選任する件」についてご説明をさせていただきます。表紙をおめくりください。

東京都北区飛鳥山博物館条例第9条では、運営協議会の設置が規定されております。運営協議会は教育委員会の諮問に応じ、博物館の基本的な運営事項を審議し、答申するとともに教育委員会に意見を述べることができるとされております。

文末の説明欄をご覧ください。

このたび、現委員の任期の2年が満了するため、令和4年4月1日以降の委員を選任し、委嘱するため本案を提出するものでございます。選任をお諮りする委員は記書きの3にお示しの10名となります。

本日、席上に参考資料で名簿一覧を置かせていただきました。そちらの名簿一覧をご覧ください。

名簿の上から4人目、学識経験者の吉富友恭委員につきましては、今回、新たに前任の熊野委員に代わりまして選任をお諮りする方です。東京学芸大学環境教育研究センター教授で、博物館と展示の活用その他の授業を持ち、日本環境教育学会や日本展示学会

等に所属されています。

その他の学識経験者の委員におかれましては、皆さま10年以上、協議会委員を歴任しております。

私からの説明は以上となります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、報告事項に移ります。

日程第10、報告第13号「令和3年度東京都北区立小学校におけるいじめの重大事態発生事案の報告について」です。

ここでお諮りします。

本件は個人の情報に深く関わる案件です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きに人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決した時はこれを公開しないことができることがあります。

そこで本件につきましてはこの規定に基づき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

それではただ今より、会議を非公開といたします。なお、本件に係る会議録は、東京都北区教育委員会会議規則第27条第3項及び第4項の規定に基づき別に作成し、非公開といたします。

(非公開)

清正教育長

次に、日程第11、報告第14号「後援・共催事業に関する報告」についてです。教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課

それでは、報告第14号「後援・共催事業に関する報告」でございます。1枚おめく

長

りをいただきたいと思います。

今回、名義使用承認した旨のご報告でございます。合計7件ございます。事業名のみ、読み上げをさせていただきます。

1件目「きたく子ども劇場鑑賞例会 令和4年度前期」です。

2件目「宮川彬良&アンサンブル・ベガ in 北とぴあ」です。

3件目「きたく子ども劇場遊び表現活動 令和4年度前期」です。

4件目「北区民踊連盟創立65周年記念舞踊大会」です。

5件目「第35回記念 現代日墨展」です。

6件目「第46回わんぱく相撲北区大会」です。

7件目「JOCスポーツアカデミー事業/JOCエリートアカデミー」です。

以上でございます。

事業実績報告につきましては、10件お示しをさせていただきました。

以上、報告とさせていただきます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。特にはよろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了いたします。

次に、先ほど追加日程とした、追加日程第1報告第15号「区立滝野川紅葉中学校におけるプールろ過装置制御盤の誤操作に関する和解」に関する報告について、学校改築施設管理課長から説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長です。

それでは報告第15号「区立滝野川紅葉中学校におけるプールろ過装置制御盤の誤操作に関する和解」についてです。

区議会の権限に属する軽易な事項のうち、議会の議決により指定されたものについては区長が専決処分できるということになってございます。本件はその指定事項の一つであります。区が当事者である和解で金額が200万円以下のものに該当する案件が発生し、過日、区長において専決処分をいたしましたので報告させていただくものです。

表紙を1枚おめくりください。専決処分日は令和4年3月1日、決定額は55万1,457円、相手方はエクレ株式会社城北支社です。

事故の概要です。

令和3年9月24日、滝野川紅葉中学校におきまして施設管理業務を受託している相手方がプールろ過装置の停止作業を行った際、制御盤の誤操作により3日間にわたり水槽への給水が継続し、不要な水道料金が発生したものです。本件は区が被った損害額について相手方から支払いを受けるものでございます。

なお、今回の件を踏まえまして、事業者におきましては作業マニュアルの見直しや従事職員への周知徹底、さらには作業に当たってのダブルチェックの徹底など、再発防止

に取り組んでいるところでございます。報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和4年第2回教育委員会臨時会を閉会いたします。